

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和6年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい援護課、障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和6年7月31日（水）
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙（資料1）のとおり
欠席者	別紙（資料1）のとおり
会議次第	1 開会あいさつ 2 委員紹介 3 議事 （1）部会長挨拶及び権利擁護部会の活動計画について （2）各機関の権利擁護支援の取り組みと課題の共有・意見交換 （3）障害者差別解消法と合理的配慮について前期の振り返りと今後に向けて 4 事務連絡 （1）今後の開催予定 （2）その他
資料	1 第1回権利擁護部会 次第 2 足立区地域自立支援協議会 第1回権利擁護部会 委員名簿（資料1） 3 足立区地域自立支援協議会の目的・機能（資料2） 4 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動計画書（資料3） 5 令和6年度第1回 権利擁護部会に向けて（資料4） 6 足立区地域自立支援協議会第1回権利擁護部会【共有資料】（資料5） 7 パンフレット（詳細版）「障害を理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう」 8 リーフレット（わかりやすい版）「事業者のみなさん 障がいのある人への合理的配慮を行いましょう」 9 リーフレット「福祉出前講座」
その他	公開状況：公開 傍聴：3名

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

○荒井事務局員

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、令和6年度第1回権利擁護部会にご参加いただきありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます。足立区障がい福祉課障がい福祉施策推進担当の荒井と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。まず今年度から委員になられました皆様について、本来ならば区長より委嘱状を交付いたしますところ、恐縮ながら、協議にお時間をとらせていただくために、委嘱状はあらかじめ席上に配付させていただいております。何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。では、つづきまして本日の配布資料の確認をさせていただきます。

- 【1】第1回権利擁護部会 次第
- 【2】足立区地域自立支援協議会 第1回権利擁護部会 委員名簿（資料1）
- 【3】足立区地域自立支援協議会の目的・機能（資料2）
- 【4】足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動計画書（資料3）
- 【5】令和6年度第1回 権利擁護部会に向けて（資料4）
- 【6】足立区地域自立支援協議会第1回権利擁護部会【共有資料】（資料5）
- 【7】パンフレット（詳細版）「障害を理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう」
- 【8】リーフレット（わかりやすい版）「事業者のみなさん 障がいのある人への合理的配慮を行いましょう」
- 【9】リーフレット「福祉出前講座」

資料の不足などはございませんでしょうか。つづいて、本日は傍聴人の方が3名いらっしゃいます。個人情報を取り扱う場合に限り、部会長の判断により非公開とし、傍聴人の方には途中退出をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。それでは、令和6年度足立区地域自立支援協議会第1回権利擁護部会を開催いたします。はじめに、障がい援護課早川課長よりご挨拶申し上げます。

1 開会あいさつ

○早川委員

みなさん、こんにちは。本日は暑い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。改めて自立支援協議会の目的を簡単にご説明いたしますと、その地域の課題を障がい福祉に関わるプレイヤーが共有するということを、第一の目的としております。その中でも、権利擁護部会は、障がいのある方の権利擁護の推進や虐待防止にフォーカスし、みなさんと情報や課題の共有をさせていただく会でございます。物理的にみなさんの席に近い距離にさせていただきましたので、ぜひこの会では、こんなことを言ってよいのかなと思わずに疑問点や日頃お感じになられていることなどを発信いただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 委員紹介

○荒井事務局員

つづきまして、「次第2」委員の紹介をいたします。委員の皆様は着席のままで結構ですので、ご所属とお名前のみ紹介いたします。はじめに、足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだち・平部会長、足立区人権擁護委員・漆原委員、花畑共同作業所・吉田委員、希望の苑・佐藤委員、ピアサポーター・成田委員、成仁病院地域連携室・小杉委員、障がい福祉課長・長門委員、障がい援護課長・早川委員、ハローワーク足立専門援助第二統括・鈴木委員、足立区手をつなぐ親の会・佐藤委員、足立区民生・児童委員・島田委員。なお、本日足立区肢体不自由児者父母の会・鈴木委員、北千住旭クリニック金子委員、中央本町地域・保健総合支援課・秦委員は欠席です。また、今回オブザーバとして区から障がい福祉センターあしすと自立生活支援係長の中沢が出席しております。なお、区の事務局の出席者については、席次の通りです。以上で委員等の紹介を終わります。次に、本日の進行について、ご案内いたします。本日の部会では、会議内容及び発言者名などを、議事録として後日、足立区のホームページで

公開する予定です。そのため、議事の内容を録音させていただいておりますので、ご了承願います。また、議事録作成のため、ご発言いただく前に、お名前を冒頭におっしゃっていただきますようお願いいたします。それでは、これより議事に移ります。ここからの議事につきましては、平部会長に進行していただきます。平部会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 部会長挨拶及び権利擁護部会の活動計画について

○平部会長

権利擁護センターあだちの平と申します。部会長の立場が初めてで、何かあればご意見いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。私は権利擁護センターあだちで成年後見制度を担当しております。その中でいろいろな相談を受けますが、知的障がいや精神障がいの方の相談も増えてきているということがすごく嬉しく思うところです。どのような方が成年後見人に選任されるかと申しますと、一番良いのは障がいに理解のある方が後見人に選任されることですが、何かしら負債があり成年後見制度が必要な場合、知識を持つ法律の専門家の弁護士や司法書士が後見人になることがあります。福祉の仕事をしているものからすると福祉的な視点の知識や障がいの特性といったところをもう少し持っていたいただきたいところがあることも事実です。福祉の視点がない方でもご紹介があった方の後見人になっていただいて、そのような視点を身に付けていただき、良い後見人が、だんだん増えていただければと思いますのでご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、私から「資料3」の「令和6年度足立区地域自立支援協議会権利擁護部会活動計画書」の説明いたします。まず、この部会の目的は「地域における障がい者の権利擁護に関する連携と調整を目的に、障がい者の権利擁護支援に関する事例や事案について、関係者と情報を共有すること」また、「障害者差別解消支援地域協議会の機能を兼ね、

差別の解消や合理的配慮について協議すること」「成年後見制度等の権利擁護支援の促進、障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を目指すこと」です。

今期及び今年度の重点課題について3つございます。1つ目が、障がいのある方の権利に関する現状の把握と今後の計画ということです。権利擁護支援は多岐にわたります。意思決定支援等障がいのある方のニーズの実現、権利侵害等の現状を把握するとともに、権利擁護に関する施策の動向やトピック、各団体、事業所、区の現状や課題、計画などを共有し、情報を整理することとなっております。

そして2つ目が、障がい者の差別の解消及び合理的配慮についてです。「障害者差別解消法」の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。この提供に向けて、障がい特性への理解を深める取り組みや効果的な相談体制の在り方を検討します。そして3つめが、成年後見制度・権利擁護支援の促進です。中核機関による事業所職員向けの講座の取り組みにより、実際、制度利用に結び付いた事例等を取り上げ、取り組みの現状と課題、今後について検討いたします。

今後の予定ですが、本年度3回開催する予定でございます。これで「議事1」を終了します。

(2) 各機関の権利擁護支援の取り組みと課題の共有・意見交換

○平部会長

それでは「議事2」の「各機関の権利擁護支援の取り組みと課題の共有・意見交換」に移ります。A3の表をご覧ください。事前に皆様にアンケートにご協力いただき、ご回答いただいたものを表にしたものとなります。まず、事務局から権利擁護部会の役割と権利擁護支援の現状の説明をお願いいたします

○和田事務局員

平部会長、ありがとうございます。障がい援護課基幹相談・権利擁護係長の和田です。いつもお世話になっております。本日はよろ

しくお願いいたします。

意見交換の前にお時間をいただき、活発な協議ができるようアイスブレイクの前に前座をさせていただきます。「資料4」を使い説明いたします。

「資料4」の「令和6年度第1回権利擁護部会に向けて」に関して、足立区の自立支援協議会は2年度を一期として運営しています。令和6年度は前半の年度でスタートの年となります。今年度3回、来年度3回の計6回で今回は初回であり、キックオフの場でもあります。

また、部会長や委員の皆様も一部交代があり、事務局もここ4年間毎年変わり、私もこの部会の事務局を担当するのは初めてです。そのため、第1回目では前期までの経過や方向性を確認し、各ご所属の現在の状況についてしっかり共有し、今後の活動について検討したいと考えております。

資料2ページの権利擁護部会の目的については、先ほど平部会長から読み上げていただいた内容が含まれています。下に権利擁護部会の主な内容を4つにまとめました。「障がい者の虐待防止と早期対応」、「成年後見制度等権利擁護支援の促進」、「障がい者の差別解消および合理的配慮の提供」、「障がいのある方の権利支援、意思決定支援、障がい者の権利条約等権利に関すること」この4つの役割に大きく分けられます。

さらに詳しく分解すると、自立支援協議会における権利擁護機能は大きく2つの視点があります。「本人のニーズを実現する視点、意思決定支援や様々なサービス支援など」と、「権利侵害の防止の視点、虐待や差別といった、本来あってはならない事象の防止と早期発見」という2つです。この2つの視点をもとに、先ほどのページに戻りますと、障がい者の虐待防止と早期対応は、権利擁護と虐待が対極にあるものであり、権利侵害の防止の視点で対応が必要となります。

障がい者の虐待については、養護者虐待が含まれます。委員の皆様は地域の家庭内の部分に触れることが難しいかもしれませんが、暴力ではなく、親御さんが認知症になり、障がいのあるお子様のケアができなくなり、ネグレクトといった形で虐待が発見される場

合もあります。

施設における虐待については、希望の苑さんや花畑共同作業所さん、ピアサポーターさんが活躍するB型作業所が、事業所としての虐待防止に取り組んでいると思います。

使用者虐待に関しては、ハローワークさんが会社や企業からの虐待通報や様々な相談に対応し、虐待防止や早期発見、早期対応を行っていると思います。

資料の「※印」の部分には、障害者虐待防止法を踏まえた協議会の役割がガイドラインに示されています。「障害者虐待の防止や早期対応を図るためには、市町村及び都道府県が中心となり、関係機関等との連携協力体制を構築することが重要であり、協議会の下に権利擁護に関する専門部会等を設置し、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関との情報交換や体制づくりの協議を行うことにより、地域における関係機関のネットワークの構築、強化を図っていく必要があります」と記載されています。

権利擁護部会には警察は参加していませんが、自立支援協議会の要綱には警察が含まれています。虐待防止に関するネットワークをどう構築するかは途上にあり、高齢者の虐待防止に関するネットワークは存在しますが、権利擁護部会はどのような形にするのか、また異なるアプローチが必要かということを考えています。権利擁護の観点では、犯罪被害と加害を含め、警察との連携も非常に重要だと感じています。

虐待防止に関して、現在のところ知的および身体障がいに関しては障がい援護課、事業所に関しては障がい福祉課、精神に関しては保健センターや精神保健係が対応しています。このように、区内の虐待に関する対応機関は複数にわたっています。また、精神科の病院による虐待は東京都が通報受付機関として機能しており、様々な枠組みが形成されています。

2ページの②③④について、「成年後見制度の権利擁護支援の促進」や「障がい者の差別解消および合理的配慮の提供」などは、権利侵害の防止の視点がありつつ、運用の仕方

では本人のニーズを実現する視点でもあります。チーム支援をどうしていくかが重要な切り口となります。

次に4ページをめくっていただき、自立支援協議会の専門部会が6つある中で、こちらの部会だけは他の機能を持ち、障害者差別解消支援地域協議会の役割を兼ねています。こちらは、地域における障がい者差別に関する相談等について情報共有し、障がい者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークです。

取り組みの中でも、交通機関やスポーツクラブ、医療機関など、様々な場面での難しさがあります。個別の事案について相談体制を考えたり、周知や障がい者の特性理解の研修を企画することなどが、個別事案を取り扱いつつ課題を共有し啓発する部会の役割となります。

近頃、権利や人権に関するニュースや話題が非常に多くなっています。障がいに関わらず、芸能プロダクションの事例や女性の差別、ヘイトスピーチなど、さまざまな事例が注目されています。

5ページ以降では、障がい福祉関連の権利に関する改定情報をまとめました。各法律は定期的に見直しが行われており、全体として権利を守り、権利を促進する方向に進んでいることが確認できます。障害者総合支援法に関しては、意思決定支援の推進やサービス調整会議への本人の参加、虐待防止に関する取り組みが評価されています。また、入所施設やグループホームについては、地域移行の意向をしっかりと聞くことや、地域連携推進会議での事業所の取り組みの検証が改正に盛り込まれています。

6月には「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」という通知が障がい事業所に発出されました。

次に、精神保健福祉法の改正についてお話しします。医療保護入院の入院期間が法定化され、最長6か月での更新というルールになりました。また、精神科病院での虐待通報制度の新設や、入院者訪問支援事業の新設、地域生活への移行促進が大きなテーマとなっています。

市町村では「精神保健に課題を抱える者」

を対象にした相談体制が明確化され、心の健康やさまざまな課題を抱える方々が自治体で相談できる体制が整備されています。

障害者差別解消法の改正では、部会の重点項目としてあげている、民間事業者の合理的配慮の義務化があります。リーフレットとパンフレットを障がい福祉課と障がい援護課で作成しました。この内容についても、みなさんからの細かいご意見をお聞きしたいと思っています。アンケートでも様々な発信がわかりにくいという意見がありましたので、リーフやパンフレットの内容について、事業者や区民がどのように活用できるか、ご意見をいただければと思います。

差別解消法の改定では、自治体の相談体制を充実させ、適切な相談窓口の整備や人材の育成・確保することが求められています。私たち基幹相談・権利擁護係は、障がいのある方々の相談や差別解消に関する事業者の相談にも対応しています。現在、係員は4名ですが、差別解消法に関する勉強を進めています。

この差別解消に関しては、障がい福祉の関係者だけが知っているべきものではなく、飲食店やホテルなどのあらゆる業種や、連携が必要な区役所の様々な部署の職員にも理解してもらう必要があります。

先日、花火大会で車椅子を利用する方の観覧席の担当をしました。準備を進めたのは福祉部の職員を中心としたチームでしたが、参加した職員の中で実際に車椅子を扱ったことがある者は半数にも満たない状況でした。大会は雨の影響で中止となりましたが、その間、職員は全力で対応しました。

例えば、土手の段差を越える際、職員たちは車椅子を利用される方々を安全に通過させるために懸命にサポートしました。雨の中、職員が車椅子を押しながら自身のカップをお客様にかけると、周囲の方が傘を差し出してくださる場面もありました。このような実際の接触を通じて、職員一人ひとりが心を込めて支援する重要性を再認識しました。この経験は、民間事業者の合理的配慮義務化が進む中で、現場での取り組みの大切さを強く感じさせるものでした。今後の権利擁護部会でもこの学びをしっかりと議論し、支援の充

実につなげていければと考えています。

次に成年後見制度の見直しについてですが、成年後見制度は権利を守る一方で、本人の意思決定を制限する要素もあります。そのため、権利条約に則り、代行決定について見直す方向での検討が始まっています。

また、「旧優生保護法のもとで行われた強制不妊手術の一時金の請求期限が5年間延長された」件に関連し、最高裁は7月3日に「障がい者を理由に不妊手術を強いた旧優生保護法は憲法違反である」との判決を下しました。従来の違憲訴訟では、制度制定当時は合法であったとされていましたが、今回は制定当時から憲法違反だとされ、画期的な判決となりました。

岸田首相は、全閣僚を集めて共生社会の実現に向けた対策推進本部を設置し、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた必要な対応策を検討することを明らかにしました。具体的には、結婚、出産、子育てを含め、障がい者が希望する生活を実現するための支援体制の構築を関係閣僚に指示しました。

これらの論点は、次の4点です。

- ① 障がいのある方の意思決定に配慮し、希望する生活を実現するための支援を行う。
- ② 障害者差別解消法に基づく各省庁や事業者とのガイドラインの点検。
- ③ 心のバリアフリーに関する学校教育や地域での取り組みを強化する。
- ④ 障がいのある当事者や有識者からの意見を聴取する。

権利擁護部会でもこれらの4点について議論を進めていきます。国、政府も「ここは実行します」という声が上がっている今、権利擁護部会が開催できることを嬉しく感じています。しっかりと取り組んでいければと思います。

次に7ページについてですが、国連と人権に関する話題が多く出るのは、世界人権宣言や子どもの権利に関する条約、障害者権利条約が国連で取り上げられるためです。日本の障がい者の権利に関する取り組み状況については、地域生活や教育、成年後見制度が不十分であると指摘されています。

その中では、従来の社会モデルに加え、人権モデルが強調されています。「自己選択」と「コントロール」を重視し、障がいのある方々が主導権を持って生きられるよう、ありのままを尊重し、尊厳が保障されることが重要です。尊厳とは、相手を尊敬して関わることを意味し、合理的配慮だけでなく、敬意を持って接することが大切です。このように接することで、虐待を生むようなことば遣いや行為がなくなるでしょうし、人権モデルの視点での心を込めた支援が非常に重要だと感じます。

また、SDGsでも人権に関する提言があります。8ページのキーワードとしては、「私たちのことを私たち抜きで決めないで」というスローガンがあります。意思決定支援には、情報に触れ、得ることができる環境が必要です。情報アクセスビリティやわかりやすさを重視するスローコミュニケーションの考え方も有効です。

9ページでは、権利擁護部会の目指すネットワークについて示しています。これは、国の地域共生社会のあり方検討会議からの情報を基に、権利擁護支援や成年後見制度に関連したモデルを参考にしています。図の中の地域には民生委員、医療機関、障がいサービス事業所、相談支援専門員がいます。

「議事の(2)」についてですが、委員の方からの「共有資料」に関して、事務局が類似の内容にまとめ、順番を変えて記載し、吹き出しにコメントを書かせていただきました。ご質問を交えながらお話いただければと思います。

また、それぞれの意見交換後に、今後の活動についての検討の時間をいただければと思います。

○平部会長

ありがとうございます。それでは、資料に基づき、委員の皆さまからお話いただきたいと思います。事前アンケートでお伺いしていた内容は、次の3点です。「①ご所属と主な業務や活動」、「②障がい者の権利擁護」に関する現状の取り組みと計画」、「③課題および地域連携・協力に向けたご意見」です。この質問をもとに進めてまいります。それで

は、佐藤委員からお願いいたします。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。会の目的として、知的障がい者の人権と意思を尊重し、地域生活を目指す、家族と支援者で構成されている会です。会則を見ていたら知的障がい者の人権と意思を尊重しと書いてありました。一番大事なことだと思い活動しております。

いろいろと交流目的の行事なども開催しておりますが、学習会や、働いている本人さんたち、親がついていなくても活動できる人たちの活動の支援を行っております。

今日のような関係機関の会議などに参加して地域との連携に努めております。また、足立区に要望を出させていただいております。現状の取り組みとしては上部団体の研修や会合などで学ぶことを毎月の委員会や会報などの発行を通して、会員さんや関係機関さんに周知しています。

一昨年は、権利擁護センターあだちの山本センター長にお願いして、成年後見制度について学習会を行いました。昨年の学習会では、やはり根本にあるのは障害者権利条約などで本人の意思を尊重したくらし方の話をさせていただきました。

東京都の手をつなぐ育成会の企画委員としては、障がい理解啓発キャラバン隊として研修をする機会があります。私は、15年前にキャラバン隊をやっていて、こどもが小学校6年生の時に副籍交流していたクラスでやらせていただきました。そういった理解啓発の機会を持つのはなかなか難しく、準備も大変でした。

意思決定支援では、日々の生活の中で本人の意思や権利を尊重するように気を付けておりますね。自身のこどもはことばが出ないので、本人の意思がなかなかわからないので、毎日手探りで気を付けています。油断すると、親が虐待してしまう、危険性を感じつつです。

会員さんからの相談は知的障がい者相談員をやっておりますので、電話があったら、話を聞くようにしております。

また、要望書を取りまとめる際にもやはり権利擁護の視点は大事にしております。反対

に、親目線の要望も結構出されるのですが、それは本当に本人のためになることなのか、気を付けて考えております。

また、委員会や学習会での講師等としてご協力頂ける機会がありましたらよろしくお願い申し上げます。ご家族向けの権利擁護の理解啓発チラシなどがありましたら会員に配布します。

そして、和田さんがお話されたように、旧優生保護法の違憲判決はとても感動いたしました。正直言いますと、少し昔の話のような感覚はありましたが、戦後間もなくの立法当初からの違憲であるとのことで、国会も政府も素早く動かれ、障がい者全体の権利の問題だとおっしゃっていました。

上部団体で権利擁護セミナーでも本人の恋愛結婚や子育て支援のことは何度も出ております。子育て支援は、本人たちが育てられない場合もきちんと社会の方で責任を持って子育てをしていくといった支援が作られるとよいと思います。障がいのある人に限らず、未婚でこどもができてしまった等、別の話ではありますが、育てられないと思い殺してしまうことがなくなるとよいと思います。

○平部会長

ありがとうございました。次は鈴木委員が欠席のため、事務局からお願いします。

○和田事務局員

肢体不自由児者父母の会の鈴木委員さんからの回答です。

1つは、成年後見の事例についての勉強について「親なき後」ということ。障がいのある人と同様に、親の高齢化が大きな課題になっている。加齢・高齢化による障がいの重度化や、親の高齢化でできていた介護が難しくなっていますけれども、親の立場で、将来障がいのあるこどもを誰に託すか、親が元気なうちに判断能力があるうちに考えていかなければならないと私自身は考えるようになりましたとのことです。東京都の全体の取り組みのところでは、渡部伸さんの、研修会「親なきあとのために、親ある間にできること」も勉強していきますといった回答もあ

りました。また、「成年後見制度については、難しい話はピンとこないので、事例を聞きながら、親として、まず何をすべきか考える機会として、研修会の実施などのご協力をお願いしたい」といったご意見もいただきました。

このご意見については、冒頭、事務局の方からご紹介した社協さんの「出前講座」の研修会企画を、私どもの基幹相談・権利擁護係でも、様々な事例を通して周知ができないかと思えます。鈴木委員のご意見のもう1つは、合理的配慮の関係です。理解促進の活動では、ショッピングセンター、交通施設のバリアフリートイレにポスターを掲示されており、あしすとの1階では、掲示がされています。なお、バリアフリートイレは車椅子使用者に優先的に利用させて欲しい、大人のおむつ替えベッドを設置して欲しいといった投げかけをいただいております。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。つづきまして、金子委員もご欠席なので事務局からお願いします。

○和田事務局員

金子委員は、お立場としては、精神科のクリニックの家族会で役員をされています。

精神医療や精神保健福祉関連の学習や情報交換を行っていますが、精神障がい者に関わる制度や資源の不備や不足、いまだ根深く残る差別や偏見、無理解等は毎回必ず話題に上がります。また、上部団体が主催する講演会に参加し、他の会員の方々といっしょに請願活動や啓蒙活動等を行い、理解促進の活動をされています。課題の部分では、会員の方の高齢化や会員の減少があるので、なかなか新たな取り組みが難しい状況であるようです。

新たな活動が難しい中、このような部会や、他の団体さんとかとの協力の中で、課題解決ができる方法が部会でも挙げられるとよいと思われそうです。

○平部会長

つづきまして、吉田委員お願いします。

○吉田委員

花畑共同作業所の吉田です。私の所属しているところは、生活介護と就労継続支援B型の作業所です。生活介護には16名、就労継続支援B型には8名が在籍しています。生活介護では印刷作業・軽作業、就労継続支援B型では焼き菓子の製造・販売を行っています。筋ジストロフィーで人工呼吸器を使用している方、知的障がいの方、緘黙症の方など、利用者は様々です。この作業所は「私たちも働きたい」という願いから始まりました。約50年前、就学猶予があった時代、養護学校の高等部を卒業した後の進路は在宅が主流でした。しかし、自宅にいたいことを望まなかった方々が、何かできないかと考え、当時養護学校で、土曜日だけ集まって活動していたことが、この作業所の始まりだと聞いています。現在の作業所になってからは、39年が経ちました。この作業所の最初に活動を始めた方が今も在籍しており、70歳近くになっています。

現状の取り組みとしては、虐待防止や身体拘束適正化委員会の設置、成年後見制度に関する職員研修などを行っています。近年「虐待防止」ということばを目にする機会が増えましたが、職員間で解釈のズレが生じないように、また、職員が何をしても虐待や苦情につながるのではと萎縮してしまわないように、ことばの意味を共有し、日頃から職員同士のコミュニケーションを心がけています。課題としては、「合理的配慮義務」「権利擁護」「意思決定支援」といったことばが難しく感じられることです。福祉に関わりのない方々にとっては、これらのことばはただで難しそうに思われ、理解が進まないことが課題だと感じています。現場で働く職員としても、もう少しわかりやすく、取っつきやすい説明が必要だと常々感じています。また、鈴木委員が記載している「成年後見制度について、難しい話を聞いてもピンとこない、事例を聞きながら親としてまずは何をすべきか考える機会として研修会の実施などご協力をお願いしたい」という意見に対して、私も同感です。

○佐藤委員

希望の苑の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。知的障がい者の施設、日中活動で主な業務活動を紹介させていただきますと60名の入所施設で、日中活動が生活介護で51名、自立訓練9名です。自立訓練9名については私が来てから3年目になりますが、2年間は定員を満たさない状況でした。生活介護は募集すると1回の募集で30名ほど応募があり、狭き門になっています。親御さんが急に倒れられて緊急の利用をされて、その後の行き先が決まらないため、自立訓練は2年の期限がありますが、こちらなら過ごすことができますよという話から半数くらいの方が、そのような方がいる状況です。自立訓練は2年の期限があるので、その後グループホームに移行する方もいます。事業の規模といらっしゃる方々の対応は、このような状況です。

施設としての虐待防止の取り組みでは、障害者虐待防止法の読み合わせをし、年2回セルフチェックということで、30項目ぐらいを実施しています。また虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の開催をしています。

また、人権研修や障がい理解の勉強会では、DVDの作成を行い、親の会会長の佐藤委員も出ていただきましてDVDを作成し、地域に配布し障がい者理解を進める活動を行っています。「資料4」の5ページの施設入所者への地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認についてですが、足立区の意向で入所施設のご利用者の方は、日中活動も当方で行うようにとのことで、聞き取りはできていません。今後、本人たちの意向確認を進めていきたいと考えております。

○成田委員

ピアサポーターの成田です。主な業務や活動は足立区精神障がい者自立支援センターふれんどりい様を通してピアサポート活動をしています。コロナ禍の前は精神科病院様へ赴き、入院患者様達との買い物同行や共感、傾聴等を行っています。コロナ禍ではふれんどりい様にて電話相談の受付を行い、現在はふれんどりい様のプログラム「語ろう会」に参加しています。

②の「障がい者の権利擁護の現状の取り組みと計画」では、自分が通所している就労継続支援B型作業所でのミーティングの時間内で、制度の説明、利用方法等の解説をしています。内容は合理的配慮や成年後見制度といったもので、前回頂いた権利擁護部会の資料やパンフレットを用いて要点をかいつまんで説明しています。

③の課題や地域連携・協力に向けて意見は障がい者の権利擁護が本当に必要な精神障がい者様にうまく伝わっているか、相談に乗れているかどうかが課題です。専門的なことについては、作業所職員様の助力を得ています。個人情報が出ない範囲でこういった会の内容を伝えております。

○小杉委員

成仁病院の小杉と申します。よろしくお願いいたします。まず、成仁病院の概要についてご説明させていただきます。精神科の病院ですが、精神科の中でも、急性期を専門にしております。基本的には、長期入院や、療養のような治療はしていないというのが、1つ特徴としてあります。病床は、114床で、一か月で入院退院される方が100名程と、平均退院日数と呼ばれる治療期間が、概ね40日前後で早期治療早期退院と思っていただければと思います。

急性期の場合ですと、非常に精神症状が重たい方が救急車に乗られてご入院されてくるとか、警察に保護されてご入院されてくるようなことが非常に多くあります。入院治療が必要ではありますが、やはり本人の同意得られないことが非常に多く、精神保健福祉法の制度の中で、医療保護入院や措置入院となる患者様が概ね半分くらいいらっしゃいます。

病院の中でも、当然ながら、そういったご本人の同意がない状態で治療に携わることとなり、職員も丁寧な対応を心掛けております。しかし、本人の希望と事業者の意見が相反するということが前提としてあり、非常に難しさを感じる部分があります。今年度の令和6年の4月から、やはり精神科の職員だけでは、どんなに丁寧に携わっていてもご本人様の意思を尊重することが難しいという部

分もございますので、新たに入院者訪問支援事業が新設されました。こちら、研修が行われる予定になっておりまして、講師をする次第です。やはり患者様も治療している段階で、冷静さを取り戻されて、ご自身のことを客観的に見るができるようになってきて、最終的には「治療していただきありがとうございます」と言っていた方が、大半です。当事者の意思をどんなに汲み取ろうと思っても、お世話になっているからと言いつらい、職員が忙しそうだから声かけられないというご意見もありますので、意識して関わるようにしています。体制的な部分では、外の空気をなるべく入れることがすごく大事です。最近では、当事者支援として、ピアサポートの支援を病院の中でできないか、昨年度にピアサポート研修が東京都で行われたため、私も受講させていただきました。障がいのある職員などもおりますので、そういった職員もいっしょに受けていただいたりしている次第です。外の空気を入れることで、外部の講師なども比較的たくさん呼び、職員のふりかえりのためスーパーバイズを受ける研修を積極的に行っています。精神科の病院は、閉鎖病棟とも呼ばれ、先ほどもどなたかお話されていたと思いますが、どんなに私たちが対等に携わろうと思っても、自然と職員の方が上の立場になってしまいます。そのため、職員の方も、力関係を強く意識して「下から下から行くんだ」ということを、常々職員へ教え、心掛けるようにしています。病院の方はこのような形になっています。

また、自立支援協議会の中で精神医療部会もございます。そちらでは、精神科の病院は足立区内に5か所あり、精神科の問題として、10年、20年入院している方が非常に多くいらっしゃる、そういった方々が地域と区別された状態にあります。そういった方々に対してのアプローチとして、退院支援を行うなど、地域とのつながりを開拓させていこうという取り組みを進めている次第です。その中で、我々が居住支援をするとき、不動産屋から理解が得られず、住まいが見つからず、退院できない方が非常に多く、また、病気の症状で金銭管理が難しい方などたくさんいらっしゃいます。このように、なかなか対応で

きないことを支援していくことが課題になっています。

また、精神科病院は密室の関係性であります。職員は「忙しいから大変だから」とよく言いますが、だからと言って虐待をしてはいけません。

私自身は入院部門が担当ではなく、主に在宅の方を担当しています。福祉サービスで言いますと、計画相談の相談支援専門員という立場で勤務していると同時に、外来部門や在宅の訪問診療、訪問看護、その他、福祉サービスの就労移行や児童発達支援の運営管理を行っております。

病院では入院というイメージが強いのかもしれませんが、今、地域で支援を求められていることが多く、訪問診療を受けている患者様だけでも、千人以上の患者様を抱えているような状態です。やはりそういった方々と接すると、相談したくても、相談の仕方がわからない、どこに相談してよいのかわからないという声が非常に多くあります。やはり、情報が届いていないため、自分がどんな支援を受けられるかそもそも知らない。声をかければ足立区には相談支援事業所があり、窓口があるから何らかの手助けを受けることができるはずなのに、そもそもそういう前提の情報が届いていないため、情報をどうやって届けるかが地域の課題としてあります。それと同時に、相談支援事業所が多くありますが、どこに相談して良いのかわからない、また、本当にここに相談して良いのかと悩まれて、そういった方々が相談しやすいような、システムが非常に重要ではないかと思っています。私自身は相談支援専門員なので、意思決定支援のところはとても大事にして計画相談の方では対応させていただいておりますが、資料に記載があった「意思決定支援の推進」で、「資料4」の5ページの1番上に書いてありますけれども、今は、こういった領域でも、カンファレンスに呼ばれるようなもの、福祉サービスでは、サービス担当者会議とか、介護保険サービス担当者会がございまして、必ず本人にも参加をしてもらっています。ただ、先に関係者が、こういう話で進めましょうといった予定調和で、後から本人が来て、「こういう方針でよいですね」「はい、

わかりました」と本人の参加が、形式的にされてしまっているのは非常に問題であると感じております。単に場を設定すればよいというわけではなく、本人の意思表示ができるような支援をするというのがすごく大事で、私は相談支援専門員の立場からこういった会議があると、必ず会議の前に本人とお話し、希望している内容を会議に取り上げるように、事前に調整するのは、意思表示の支援につながってくると思っています。「ケースはゆっくり」との話があります。これも私が非常に大事にしていることで、忙しい現場では医療スタッフ、現場のスタッフが非常に早口で、「何をしているか実際にはわかりませんでした」等のご本人からの発言がよくあります。ゆっくり話し、一個一個、丁寧に確認しながら話を進めるというのは、私もすごく大事にして取り組んでいます。そういった現場で、地域の課題を上手にその支援の中に取り組むところがこの権利擁護部会と思っています。実際に虐待等の件で権利擁護センターさんや基幹さんと連携させていただいていますが、もう少し広い客観的な視点で、地域課題というものを抽出するような場があり、それをどう還元していくかも大事だと考えております。

○島田委員

民生・児童委員をしております、島田と申します。よろしくお願いします。民生委員は、日頃の声かけや見守りをしています。また、いくつかの勉強する部会がありまして、その中の1つに障がい者福祉部会というものがあります。民生委員は任期が3年間で、昨年度から障がい者福祉部会の一員になりまして、その障がい者福祉部会の中から、この部会に参加をさせていただくことになりました。

民生児童委員の障がい者福祉部会は、年に4回ほど部会がありまして、今まで施設見学や障がいについての勉強をするなどの活動をしています。2番の「障がい者の権利擁護の現状の取り組みと計画」では、障がい者やご家族の困り事などに迅速に対応することを心がけております。何か相談があるとすぐに専門の方に相談するようにしております。

3番の「定期的な情報交換や勉強会」については、2か月に1度、区役所で民生・児童委員の協議会がありまして、役所の方からいろいろな情報を教えていただいております。それ以外に地区の方で自主研修が設けられておりまして、地区の委員でどんなことを学びたいか相談して、講師を呼んで受講するなどの活動を行っております。以上です。

○漆原委員

人権擁護委員の漆原と申します。人権擁護委員は自治体から推薦され任命によってなるボランティアの一種です。足立区には15名程度がいますが、人口に対してはもう少しいなければなりません。他の組織も同じだと思いますが、全国的に委員の担い手が少ないところで、年齢制限に対して緩やかになり長く務める傾向があります。委員の構成は弁護士、小中学校の校長経験者、民生委員など、東京全体で300名程いらっしゃいます。法務局で電話相談が年に4回位あり、新任当初は悩むところもありました。組織は基本的に都道府県に連合会が1つあり、東京は連合会に4つの協議会があります。それらの組織ごとに行政と協力していろいろな啓発活動や研究活動をしています。

「こころの健康フェスティバル」は個人的に楽しかった印象が残っています。障がいというものは誰にでも起こりうるものですし身近かなものです。足立区の委員会活動では主として小学校での人権教室を開いていますが、最近はLGBTQやインターネットのテーマが要請されています。人権擁護委員としては力の無さを痛感していますが、次の世代に対する期待も感じています。何ができるかどうかわかりませんが2年間やらせていただきたいと思います。

○平部会長

権利擁護センターあだちの平です。

資料4ページ目です。私の方からお話しさせていただきます。所属や活動については先ほどお話しさせていただいた通りです。2番目の「障がい者の権利擁護」の現状の取り組みと計画ですが、成年後見制度の相談や申立ての支援を行っており、また、契約を結べる

方については「地域福祉権利擁護事業」というもの、全国的には「日常生活自立支援事業」という事業を行っております。こちらは、利用者と契約で金銭管理を行っております。3番目の課題や地域連携・協力に向けた意見ですが、やはり障がいのある方を制度につなげるためには支援チーム作りが重要だと考えております。特にその支援チームができておらず、うまく機能していないような場合は、制度につながるまでにかかなりの時間がかかってしまうことがあるので、周りのチームを上手く作れるようになると良いと思います。高齢部分では、比較的早くできますが、障がいの分野は、なかなか難しい場合があります。私の方からは以上です。

○鈴木委員

ハローワーク足立専門援助第二部門統括の鈴木と申します。ハローワークは、障害者雇用促進法に基づき、障がいのある方の職業紹介、企業の障がい者法定雇用率達成指導・雇用促進、それから障がい者差別、合理的配慮義務を所掌しています。

まず、障害者雇用促進法という障がい者の定義は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病疾患患者。障害者手帳をお持ちでなくても障がい者の定義に入ります。最近、ハローワーク足立で合理的配慮義務についてご相談いただいた事例としては、難病をお持ちの方からの、企業の合理的配慮義務の相談でした。最近の傾向として多いのは在宅勤務に関する相談です。コロナ禍で企業は在宅勤務を推奨した結果、週5日在宅勤務ができていました。感染拡大が落ち着いたあと、コロナ禍に週5日在宅勤務ができたのだから今もできるという在職中の方からの相談、そのことを配慮義務として企業に求めたいという事例がありました。全てを在宅勤務できるかどうか、そこは企業によるところなのでハローワークとしては、企業と労働者の間で相互理解のためにも話し合っていただくことを促します。例えば労働者の方は週5日全て在宅希望の配慮をお願いしたときに、企業側の希望として、取り扱う機密情報がある等で、業務の都合上、週2日は来て欲しいという希望がある場合に企

業側も全て受け入れることはできないと思うので、できるできないではなくて、ここまでは企業側としては歩み寄れる、労働者としては、最低ここまで配慮してほしいという、企業との話し合いの上で、着地点をお互いで決めるということが大事になると思います。

今日の部会にあたりまして、事前に、発言依頼をいただいてまして、1つ目が、障害者雇用促進法の合理的配慮義務で、窓口相談など差別解消法に先行して取り組んでいる点については、厚生労働省が合理的配慮指針事例集を作成しています。事例集では各障がい種別、身体で言うと視覚障がいだとか聴覚障がい、肢体不自由とか、それぞれの部位、もちろん精神、知的、発達種別もあります。それぞれの募集や採用、その他の事例を、厚生労働省が指針事例集を用意しております。「合理的配慮指針事例集」、それから「障害者への合理的配慮好事例集」、「公的機関における障害者への合理的配慮事例集」を厚生労働省のサイトで見るができます。

それから2つ目、障害者虐待防止法の使用者虐待の対応機関としては、自治体、市区町村が通報を受けた場合、東京都を経由しまして、東京労働局雇用環境・均等部が対応しております。もちろん被虐待者から直接ハローワーク、労働基準監督署、それから総合労働相談コーナーに通報があった場合には労働局を通じて雇用環境・均等部の方に報告して、各関係部署に報告を求めることになっていきます。

職業紹介上の人権課題対応については、ハローワークでは「公正な採用選考を目指して」という資料を用意しています。こちらもホームページでも見られますし、各ハローワークに公正な採用選考、面接の時の質問事項等の冊子を用意しています。「仕事以外の差別権利擁護等の困り事」「雇用の場以外での差別解消法や合理的配慮の相談」をハローワークで聞くことがあるかとかのご質問について事前にいただきましたが、ハローワークでは、雇用以外の事例を持ち合わせていません。以上になります。

○本間事務局員

中央本町地域・保健総合支援課精神保健係

の本間です。1番の主な業務や活動については記載のとおりです。2番の取り組みについては成年後見制度、虐待防止、課題につきましては、精神障がい者への根強く残る差別や人権侵害について精神障がいを含めた3障がいに関して、区で障がい者理解の促進と合理的配慮等の情報発信をしていく必要があると感じています。精神障がいにつきましては「こころの健康フェスティバル」を毎年3月に開催しておりますので精神障がい者の理解促進に努めたいと思っております。

○中沢オブザーバ

障がい福祉センターあしすと自立生活支援係の中沢です。まず1番につきましては、次のページの障がい援護課基幹相談・権利擁護係があり、基幹相談支援センターと書かれています。今年度からあしすと合わせて、基幹相談支援センターとして様々な施策・地域連携を中心に機能強化を目標としています。あしすとでは地域で今までの話にもありましたが相談につながっていない方をつなぐ、見つけるということで様々な専門職であったり、中核機関としてできることはないかということで引きつづき実施していきたいと思います。ですので、一番上に記載のある権利擁護の視点を持ってというところの視点をとても大事にしていきたいと思います。虐待の前にできることがあれば、親御さんがいる中で日常の相談と権利擁護の相談、将来の相談を地域と連携しながら考えていければと思います。また、地域のサービス事業所の得意分野を活かしながら、連携しながらいっしょに考えて進めたいと思います。

○長門委員

障がい福祉課長の長門です。障がい福祉課から2項目あります。まず、4ページの1番最後のところ、新設とありますが、この虐待防止・事業者指導担当というのは今年度新たに設立されたものです。大きくいうと、事業所の指導と事業者の虐待防止とを行います。

指導については、今年の5月から職員が東京都に行き、派遣で勉強中ございまして、そこで半年間勉強させていただいて、年度の後半にどういう形でその指導が入っていけ

るかその形を模索しているところでございます。

虐待防止については、虐待通報が入れば対応する。職員が行って、その虐待の状況の把握に努めて、一旦区としては、虐待があったのか、虐待の判定ができるかできなかったか。判定はしますが、それが目的ではありません。そういった事業者への支援について、不適切なことがあったか、もし不適切であればどういった支援やサービスがあった方がよかったかということをいっしょに考えるというようなことを大きな目的としてやっています。

つづいて5ページになります。障がい施策推進担当ですが4点あります。1点目が計画作りです。今年度新たに3計画を策定したところでございます。2点目が、障がい施設の入所調整、3点目が医療的ケア児支援、4点目が、特定・障害児相談支援事業所指定、その他、記載のとおり業務があり、それを所管して担っているところでございます。

②の取り組みと計画ですが、合理的配慮への理解を進めるということでは、新任の職員研修や、年度後半に向けて、計画的に活動をしていきたいと思っております。こちらの部会の中でも、ご意見いただきながら、どういうやり方がよいのか、是非こういうようなやり方を進めてほしいというものがあればご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1番最後に、小学校での児童に対する障がい理解についてですが、この活動は確かにしているのですが、残念ながら、昨年度の実績は1校しかない状況です。目標としては4校と掲げておりますが、なかなか現場の学校からの手が上がって来ず、進んでいない状況です。若いこどもの頃から理解を進めていくことが大事なので、しっかりやっていきたいと思っております。

こちら課題ですが、情報発信の仕方、いろいろな情報が一気に集まって来るしくみがないので、情報発信がうまくできていない状況があるので、どのような形で情報をつかんで、そのつかんだ情報をどういう風にうまく発信していくか、例えばSNSなどを通して発信することもできるかと思っております。

そういったことを取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

（３）障がい者差別解消法と合理的配慮について前期の振り返りと今後に向けて

○和田事務局員

最後に基幹相談・権利擁護係からお話します。この事業について情報が届いていないところのご指摘については、その通りだと思います。私たちは、障がい者の差別解消や合理的配慮に関する障がい者・事業者からの相談窓口を担当しており、日々学びながら対応しています。ぜひ、事例などがあればお気軽にご相談ください。

時間の関係もあり、これまでの会議の流れを踏まえつつ、今後についてお話しできればと思います。

現在の課題としては、障がい者差別解消のための相談体制の周知があります。前期の部会の委員からのアンケートでは、差別解消や合理的配慮について交渉をあきらめている場面が多いという意見もいただきました。実際、ケアマネジメントや相談対応を行っている職員も、「ここがダメなら別の手段がある」と代替手段で対応しており、その過程で差別解消や合理的配慮等の側面がある事案だと気づかないことが多いと感じています。

また、一般の人々に合理的配慮の考えを理解してもらうための取り組みが必要です。特に、見えにくい障がい、知的障がい、精神障がいについてをわかりやすく伝えることが重要です。事業者側も理解したいと思っていても、知識や情報が不足しているために適切な行動が取れない場合が多いのではないのでしょうか。

昨年度の議論では、わかりやすいQ&Aを作成してはどうか、また、部会に民間の事業者を呼んではどうかという意見もありました。事業者が臆することなく参加できる、地域の方々といっしょに考える雰囲気のある部会をめざして、事務局としては、そのような場を作りたいと考えています。

今日のお話でも、具体的な事例がないと理解が難しいというご意見もいただきました。昨年度までの議論でも、個別事例を通じて、相談体制を構築し、好事例を周知していくこ

とが有効であるところのご意見がありました。実際に事業者、飲食店やその他に行って、どのように合理的配慮に取り組んでいけるかを検証し、具体的な課題や成功事例を発信していくのはどうかというご提案もいただきました。

基幹相談・権利擁護係としては、こうした事例を通じた合理的配慮の取り組みを重視していきたいと考えております。そのためには、資料の③にも記載した通り、権利擁護、虐待防止、差別解消、合理的配慮に関する課題や事例の提供をいただければと思います。本日の部会でも新しい情報があり、有意義な時間だったと思います。ただ、年に3回の会議だけでは不十分な場合もありますので、テーマに限らず、地域の課題や取り組みについて随時ご提案いただければ、その都度調整していきたいと思います。次回に向けてご意見や取り組みの提案など、ぜひお寄せください。引きつづき、よろしくお願いいたします。

○平部会長

ありがとうございました。今日は初回でしたので、委員さんの紹介や、課題に感じていることを中心にお話しいただきました。以上で本日予定されている議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

4 事務連絡

（１）事務連絡

○荒井事務局員

平部会長、ありがとうございました。ここで事務局より事務連絡がございます。本日の議事録につきましては、案ができましたら、各委員の皆様にお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。つづきまして、今後の権利擁護部会の開催予定についてご案内させていただきます。第2回は、令和6年1月19日火曜日午後2時から、第3回は令和7年2月5日水曜日午後2時からです。いずれも本日と同様、こちらの障がい福祉センター5階ホールで開催する予定です。ご都合のつかない委員の方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局までお伝えいただければと思います。では、私からの連絡は以上となります。

それでは以上を持ちまして本日の権利擁

護部会は終了とさせていただきます。委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。退場の際にはお忘れ物が無いようお気を付けください。ありがとうございました。